

 独立行政法人 労働者健康安全機構	
東京産業保健総合支援センター研修案内(令和8年11月)	
◇研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。 ◇当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。 ◇研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。	
〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F TEL:03-5211-4480 FAX:03-5211-4485 URL=https://www.tokyos.johas.go.jp	

当センターは10月13日(火)より「千代田区九段南2丁目3番14号 靖国九段南ビル10階」に移転しますので御注意ください。

◆日医認定産業医研修◆

※基礎研修は実施しておりません。認定証をお持ちの産業医の方が対象の研修です。

◆注意◆

- ・お1人様、月1回のみのお申し込みとなります。
- ・令和7年4月以降の認定産業医研修会をお申し込みされる産業医の方は**医師会会員情報システム(MAMIS(マミス))**の登録が必須となります。
- ・令和7年4月以降の単位付与はMAMISにより行います。**単位シールの現物配付は禁止**となります。
- ・MAMIS対応のため、ホームページの利用者登録に新たに**「生年月日(西暦)」「性別」「医籍登録番号」**が必要となりましたので、御登録をお願いします。

●認定産業医研修の申込受付開始は、すべて**10月1日(木)10時～**です。

研修日時	研修テーマ	講 師	単 位	定員
11月4日(水) 14:00～16:00	高齢者の安全衛生対策の進め方～努力義務化とフレイル、ロコモ～ 休業4日以上死傷者数のうち50歳以上の高齢者が半数以上を占めており、定期健康診断における有所見率は高齢になると高くなっています。また、筋力等の低下に伴う転倒等の労働災害を防止するため、フレイル、ロコモティブシンドローム(ロコモ)予防を意識した健康づくり活動が重要視されてきています。 厚生労働省は、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を公表していましたが、令和7年5月の労働安全衛生法改正により、高齢者の安全衛生対策は事業者の努力義務とされ(令和8年4月施行)、ガイドラインの内容は同法に基づく指針とされました。 これらの要点と留意事項を説明します。	荒川 輝雄	生涯・更新2	55
11月5日(木) 13:30～16:30	作業環境測定方法 本研修は、産業医が毎月1回行うことになっている「職場巡視に役立てる」を主眼に、「デジタル粉じん計」や有機溶剤等有害ガスや事務所の一酸化炭素測定に用いられる「検知管」それに局所排気装置の性能検査で使われる「スモークテスター」「熱線風速計」等の実習を行います。	小嶋 純	生涯・実地3	16
11月9日(月) 14:00～16:00	過重労働による健康障害防止対策 11月は「過労死等防止啓発月間」です。 この講座では、過重労働による健康障害防止対策について、過労死等防止対策について過労死等防止対策推進法第10条に基づき、過労死等に関する産業医の相談対応のスキルアップを図ります。	堤 明純	生涯・専門2	55
11月11日(水) 14:00～16:00	小規模事業所のストレスチェック開始を見据えて 労働者数50人未満の小規模事業所に対するストレスチェックの義務化が、令和10年(2028年)4月1日から始まります。 現在は努力義務となっており、大企業の小規模事業所では実施されていることもありますが、法改正によりすべての事業場でその実施が必須となります。 本年2月には「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」も作成され、今後、事業所での準備も進んでいくと思います。 産業医にとってはこれまで以上にストレスチェック制度への関わりや、ストレスチェック後の面接指導の機会増加を想定し、あらためて面接指導や制度そのものの理解、小規模事業所での特徴を捉える機会にしたいと思います。	森田 哲也	生涯・更新2	55
11月13日(金) 14:00～16:00	典型的な問題事例と解説～高次脳機能障害と発達障害の事例を素材として～ 高次脳機能障害と発達障害の事例を素材として、法的に求められる合理的配慮の内容、従業員の疾病情報報の産業医への通知の必要性の有無、事業者が産業医を活用しなかった場合の法的リスク、自動車運転制限の要否、産業医の勧告が聞き入れられなかった場合に当該産業医に求められる対応、企業がアスペルガー症候群の労働者への対応を誤った場合の産業医の法的責任等について論じます。	特定社会保険労務士、キャリアコンサルタント、シニア産業カウンセラー 桜又 彩子	生涯・専門2	55
11月17日(火) 14:00～16:00	自律的な化学物質管理における健康診断のあり方 令和4年度の法令改正により、化学物質の自律的管理が令和6年4月から始まりました。 今までのような法令を遵守さえすれば良いという管理から、事業者自らがリスクを評価し、対策を検討・実施する必要があります。 産業医に関連する業務でも、リスクアセスメントや対策に基づきリスクアセスメント対象物健康診断を実施するなど、状況に応じて“判断”が求められる健康管理を行う必要があります。 当研修では、化学物質管理者が推進するリスクアセスメントや保護具を含めたリスク対策の概要を知り、その流れの中で、リスクアセスメント対象物健康診断をどのように進めていくか、ポイントについて考えます。	中原 浩彦	生涯・更新2	55

11月20日(金) 14:00～16:00	産業医がおさえておきたいハラスメント対策 職場におけるパワーハラスメント(定義)、ハラスメント問題の奥深さと注意点、ハラスメントの種類と現状について解説します。 また、以下のポイントについて解説し、事例や裁判例についても紹介します。 ① 契約企業からハラスメント体制を整えたいとアドバイスを求められた場合のポイント ② 契約企業からハラスメント事例の相談や対応を持ちかけられた場合のポイント	寺田 勇人	生涯・ 専門2	55
11月27日(金) 14:00～16:00	職場のアルコール問題の解決 職場の10人に1人はアルコール問題を抱えていると言われており、その多くは健康診断の事後措置で産業医の前に現れます。 講義の前半は職場のアルコール問題を概観しスクリーニングテスト(AUDIT)の使い方を学びます。 後半はシナリオを使ったロールプレイで面接場面を再現し、ブリーフインターベンションの技法を学びます。	(株)ジャパンEAPシステムズ取締役・ 顧問医 米沢 宏	生涯・ 実地2	50

◆産業保健研修◆ 産業看護職・衛生管理者・人事労務担当者等産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

●産業保健研修の申込受付開始は、すべて10月1日(木)10時～です。

<会場研修>

研修日時	研修テーマ	講 師	定 員
11月10日(火) 14:00～16:00	精神障害の労災認定状況とその対策 業務上の強い心理的負荷による精神障害(自殺を含む)について、令和7年度の労災請求件数は、前年度に比べ1,178件草加市、令和3年度に比べると倍増しています。 労災認定された事案のとりまとめ結果や精神障害の労災認定基準の考え方などから、企業の取り組み方について考えていきたいと思います。 ※当研修の後15:45～16:00の時間帯に、動画視聴による「勤務間インターバル制度に係る研修」を行います。	野村 みどり	55
11月12日(木) 14:00～16:00	安全衛生法令の改正動向 個人事業者に対する安全衛生法令の適用や新しい化学物質管理制度など大きな改正が続いています。 昨年5月の国会で改正労働安全衛生法の改正法が公布されました。本改正では個人事業者に安全衛生対策の推進、ストレスチェック適用拡大、化学物質による健康障害防止対策等の推進などが行われ、今後順次施行される予定です。 今回は、今回の改正動向を含め、今後の安全衛生法の動向について考えてみたいと思います。 ※当研修の後15:45～16:00の時間帯に、動画視聴による「勤務間インターバル制度に係る研修」を行います。	中山 篤	55
11月16日(月) 14:00～16:00	メンタルヘルス『社内研修の進め方』 ～ラインケア～ 「心の健康づくり計画」は4つのケアを中心に策定されており、社内研修はその理解を深める教育・情報提供の場となります。 加えて4つのケアの円滑な「連携」をすすめていくことが必要とされており、最近のメンタルヘルスの動向を踏まえて、ラインケアの必要性が再認識されています。 今回は、アンダーマネジメントも含めて、有効なメンタルに関するマネジメント方法等を解説します。 社内研修の参加者から関心、興味を集める社内研修の進め方について一緒に考えていきたいと思います。	松井 知子	55
11月18日(水) 14:00～16:00	高齢労働者の安全衛生対策の進め方 ～努力義務化とフレイル、ロコモ～ 休業4日以上死傷者数のうち50歳以上の高齢労働者が半数以上を占めており、定期健康診断における有病率は高齢になると高くなっています。また、筋力等の低下に伴う転倒等の労働災害を防止するため、フレイル、ロコモーションシンドローム(ロコモ)予防を意識した健康づくり活動が重要視されています。 厚生労働省は、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を公表していましたが、令和7年5月の労働安全衛生法改正により、高齢労働者の安全衛生対策は事業者の努力義務とされ(令和8年4月施行)、ガイドラインの内容は同法に基づく指針とされました。 これらの要点と留意事項を説明します。	荒川 輝雄	55
11月19日(木) 14:00～16:00	無理なくできる！高齢労働者のためのからだづくり講習会 ～令和7年安衛法改正・高齢労働者の安全確保に～ 令和7年5月の労働安全衛生法改正により、高齢労働者の安全確保は事業者の努力義務として明確化され、転倒災害など年齢特性に応じた対策の重要性が高まっています。 年齢を重ねると、筋力やバランス能力が低下し、「転倒」やケガのリスクが増加します。これらは日常の「動きのクセ」や「身体の使い方」、さらには心身の緊張が影響しています。 本講習会では、年齢に関係なく誰でも無理なくできる簡単な実技を中心に、職場でも続けられる方法を紹介し、日頃の疲れやストレス軽減にも役立つ内容です。 普段着で参加でき、事業場の安全教育や健康づくり施策として導入しやすい内容です。 高齢労働者の安全確保と健康維持の取り組みなどとして、ぜひご活用ください。 ◆重要◆ 体を動かしますので、水分補給のため、飲み物をご持参ください	中災防安全衛生エキスパート スポーツケア整体研究所(株) 小沼 博子	25
11月24日(火) 14:00～16:00	産業保健スタッフのための定期健康診断の実際(基礎編) 定期健康診断は産業保健の基礎となるものです。 この健診がどのような法律に基づいて行われるのか、誰が行うのか、結果の取り扱いについてどの様な規則があるのか等基本的な解説をします。 また、実際に職場で困った事、苦労した事例などありましたらお持ち下さい。 皆さんで検討しましょう。	高山 俊政	55
11月26日(木) 14:00～16:00	実践を交えてのメンタルヘルス不調における職場復帰、再発防止を考える ～発達障害等にも効果的なリワーク活用～ 頑張っているが、限界のようにダウンする職員がいるかと思います。早く気づいて何らかの対応ができればそれに越したことはない。しかし、そうは簡単にはいかないのも現実。再起を目指し、持続可能な働きができるよう外部資源リワークの活用や自己を知ることの助けも大切な職場復帰支援の一つです。 そんな事例を通してお伝えできれば幸いです。 ※当研修の前14:00～14:15の時間帯に、動画視聴による「勤務間インターバル制度に係る研修」を行います。	労働者健康安全機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55